

人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関の 長の選考に関する規程

平成16年10月1日
人間文化研究機構規程第79号

(総則)

第1条 この規程は、大学共同利用機関人間文化研究機構大学共同利用機関の長に関する就業規則第7条第2項の規程に基づき、機関の長の選考について必要な事項を定めるものとする。

(機関の長の選考基準)

第2条 機関の長となることができる者は、次の各号の一に該当する者で、機関の高度な研究業務の推進、研究体制の整備及び機関の円滑かつ健全な運営に関して、統括的に遂行できる資質を有する者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者で、研究教育上の指導能力があると認められる者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者で、研究教育上の指導能力があると認められる者
- 三 機関又は大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)において教授の経歴のある者
- 四 学術行政に関し、高い識見を有すると認められる者

(機関の長の選考及び任命方法)

第3条 機関の長の選考は、機構長が当該機関の運営会議から推薦された者について行うものとする。

- 2 運営会議は、前条の基準により、機関の長候補者を選考し機構長に推薦する。
- 3 機構長は、前項により推薦された者について選考を行い、機関の長として任命するものとする。
- 4 機構長は前項の選考に当たっては、機構におかれる教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第4条 機関の長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 機関の長の任期が満了するとき。
- 二 機関の長が辞任を申し出たとき。
- 三 機関の長が欠けたとき。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年10月1日から実施する。